

〔仮称〕「高浜市まちづくり協議会条例」 素案について 皆さんの意見を募集します



▲総合防災訓練(高浜南部まちづくり協議会)

高浜市には「自分たちのまちを、自分たちでつくっていく」という考えのもと、「住んでよかった!」「いつまでも住み続けたい!」と思えるよう、みんなで力を合わせてまちづくりに取り組んでいくためのルールをまとめた「自治基本条例」があります。

「自治基本条例」には、各小学校区単位で活動している「まちづくり協議会」が、地域自治の仕組みとして位置付けられていますが、「まちづくり協議会」はどのような要件を備えていなければならないか、詳細については別の条例(=〔仮称〕「まちづくり協議会条例」)で定めるとされています。

この〔仮称〕「まちづくり協議会条例」について、各まちづくり協議会の理事長(会長)や事務局長で構成する「まちづくり協議会サミット」で、これまでのまちづくり活動の実践をふまえながら、約2年がかりで検討を積み重ね、このほど素案がまとまりました。

そこで、素案に対する意見を募集します。いただいた意見は、条例に反映できるかを検討し、後日、意見の採否やその理由などの概要を公表します。

自治基本条例(抜粋)

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

〔仮称〕まちづくり協議会条例素案の概要

(1)まちづくり協議会の構成員

小学校区内に住んでいる人、働いている人、学んでいる人、事業・活動を行っている人・団体

(2)まちづくり協議会の認定要件

- ・運営に必要な事項が規約に定められている。
- ・規約に基づいて民主的に運営されている。
- ・町内会が参画している。
- ・構成員は希望に応じて誰もが活動に参加できる。

(3)まちづくり協議会の活動

- ・地域の特性を活かし、地域課題の解決や魅力向上に向けて、自主的・主体的にまちづくりを行う。
- ・まちづくり協議会与行政は、お互いに補完し合いながらまちづくりを行う。
- ・活動にあたっては、地域の市民との情報共有に努める。

(4)行政の助言・支援

行政は、まちづくり協議会の自主性・主体性を尊重し、活動について適切な助言・支援を行う。

素案の入手方法

- ①窓口で配布…市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館で配布
- ②ホームページ…市公式ホームページからダウンロード可

■意見の提出期間 8月11日(月)～9月1日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

■提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。

- ①素案配布場所に設置してある「意見提出箱」へ投函
- ②総合政策グループ窓口(市役所3階23番)へ持参
- ③郵送、ファクス、電子メールで提出

※提出にあたっては「氏名」「住所」「電話番号」「意見とその理由(該当箇所)」を明記してください。

■意見募集結果の公表 広報たかはま11月15日号を予定

提出・問合せ先 市総合政策グループ〒444-1398 (住所不要)

☎52-1111 (内線365) ☎52-1110 Eメール seisaku@city.takahama.lg.jp